

令和 7 年度 償却資産申告の手引き (固定資産税)

提出期限 令和 7 年 1 月 31 日 (金)

提出期限間近になりますと、窓口が混雑しますのでなるべくお早めにご提出くださいますようお願いいたします。

※ 申告書を郵送で提出される方で、控用について返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(個人事業主の方は、個人番号等の個人情報保護のため簡易書留での返送も可能です。ご希望される方は、返信用封筒の表面に「簡易書留」と赤字で記載し、料金に注意していただき、切手を貼付してください。)

※ 該当資産のない方、資産の増減のない方、休業、廃業の場合も申告書の提出をお願いいたします。

本部町役場 住民課 資産税班

《 はじめに 》

町税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、法人や個人で、工場や商店、飲食店、美容室、駐車場、賃貸アパート等を経営している方が、その事業のために用いている、構築物・機械・器具備品等の固定資産は償却資産にあたり、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。

償却資産は毎年1月1日現在にお持ちの資産を所有者の方から申告していただくこととなっております。

つきましては、この申告の手引きをご参照いただき申告書を作成のうえ、1月31日の提出期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

《 目 次 》

I	償却資産のあらまし	
1	償却資産とは	1
2	償却資産の主な種類	1
3	建築設備における償却資産と家屋の区分	2
4	国税の取扱いとの主な違い	3
5	業種別の主な償却資産の例	4
II	償却資産の申告について	
1	申告していただく方	5
2	申告書等の提出先	5
3	申告書の提出期限	5
4	申告の対象となる資産	5
5	申告の対象とならない資産	6
III	申告の方法について	
1	書類による申告書等の提出方法	7
2	マイナンバー制度導入に伴う申告書提出時の必要書類	8
3	電子申告による申告データ等の提出方法	9
IV	償却資産の税額について	
1	税額等の算出方法	10
2	非課税となる資産	11
3	課税標準の特例	11
V	その他	
1	申告されない方、虚偽の申告をされた方	12
2	実地調査等のお願い	12
3	過年度への遡及について	12
4	申告書の書き方	13
5	償却資産に関するQ&A	16

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

- (1) 税務会計上、減価償却の対象となるべき資産
- (2) 償却済みとなった資産であっても、現に事業の用に供している資産
- (3) 経営政策等のため、減価償却を行っていない資産
- (4) 建設仮勘定で経理している資産のうち、令和7年1月1日現在、事業の用に供している資産
- (5) 一時的に休止しているが、いつでも使用できる状態にある遊休資産及び未稼働資産
- (6) 簿外資産（贈与等で取得した資産で、帳簿には記載されていないが、本来は償却資産としての性格をもっているもの）
- (7) 賃借人の施した家屋の内部造作及び設備
- (8) 中小企業者等の方が30万円未満の全額損金算入特例を適用した資産

2 償却資産の主な種類

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 種	建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等） ゴルフ練習場設備等
2 種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備等、その他物品の製造・加工修理等に使用する機械及び装置等
3 種	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 種	車輛及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0,00 から 09 及び 000 から 099」、「9,90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、構内運搬車、貨車、客車等（自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く）
6 種	工具、器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機、コピー機、音響機器、娯楽用機器、貸衣装等

3 建築設備における償却資産と家屋の区分

家屋の建築設備については、償却資産と家屋の判別が困難な場合が多いので、下記の点に注意して申告して下さい。

償却資産の申告対象とするもの

- ・単に移動を防止する程度に家屋に取付けられたもの
- ・独立した機器としての性格の強いもの
- ・特定の生産業務の用に供されるもの
- ・賃借人が施工した内装造作等建築設備

家屋の評価に含めるもの

- ・家屋の所有者が取付けた建築設備で、通常家屋と構造上一体となってその効用を高めるもの

<建築設備における家屋と償却資産の区分表>

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家発電、受変電設備（配線等含む）	—
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、屋外照明設備	配線
電話設備	電話機、交換機等の装置、器具類	
インターホン設備	インターホン、アンプ等の装置器具類	
電気時計設備	時計、配電盤等の装置、器具類	
火災報知装置	屋外の装置（配線等含む）	屋内の装置（配線等含む）
消火装置	消火栓設備のホース、ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置一式（配線等含む）	—
給湯設備	局所的給湯設備	中央式給湯設備
給排水・ガス設備	特定の生産又は業務用設備（配管等含む）	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコン	家屋と一体となっている設備
厨房設備・洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備（百貨店、ホテル、旅館、飲食店、病院、クリーニング業等）	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直型連続運搬装置、生産ライン用リフト等	エレベーター、リフト、エスカレーター装置
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの

4 国税の取扱いとの主な違い

国税の取扱いと地方税（固定資産税）の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項目	固定資産税（償却資産）	国税
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法(注 1)	一般の資産は「従来の定率法」減価残存率参照	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度 【定率法選択の場合】 ・平成 24 年 4 月 1 日以後に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度(注 2)	認められません	認められます
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却（所得税・法人税）（注 3）	認められます	認められます
評価額の最低限度	所得価格の 100 分の 5	備忘価額（1 円）
改良費	区分評価	原則区分評価

(注 1) 法人税などの減価償却の方法は平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した資産については、定額法・定率法のいずれかを、平成 19 年 3 月 31 日までに取得した資産については、旧定額法・旧定率法のいずれかを適用してもよいとされていますが、固定資産税では、取替資産等を除き全て旧定率法で評価し、取得価額の 5%が最低限度額となります。

(注 2) 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

(注 3) 平成 23 年度税制改正に伴い、陳腐化償却制度が廃止され、耐用年数の短縮特例にふくまれることになりましたが、旧法人税法施行令第 60 条の 2 又は旧所得税法施行令第 133 条の 2 の規定により陳腐化制度の国税局長の承認を受けているものは、評価上控除額の加算を行うことができます。この場合、国税局長の承認通知書の写しが必要となりますので申告の際は添付してください。

5 業種別の主な償却資産の例

各業種共通のもの	駐車場設備、舗装路面、緑化設備、庭園、門扉、外構、外灯、受変電設備、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、金庫、レジスター、消火器等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、ショーウィンドー、日よけ等
喫茶店・飲食店	接客用家具、備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、ステレオ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、カウンター、室内装飾品、タオル蒸器、製麺機、日よけ等
理容業・美容業	理（美）容椅子、応接セット、洗面設備、消毒殺菌用機器、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ機、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、ビニール包装機、給排水設備等
医院 歯科医院 薬局業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CTスキャン、消毒殺菌用機器、歯科診察用ユニット、投影機、光学検査機器、保育器など）、薬品戸棚、陳列ケース等
不動産賃貸業	駐車場舗装、フェンス、ゴミ置き場、自転車置場、ルームエアコン等
駐車場業	棚、照明等の電気設備、駐車設備（機械設備、ターンテーブル）等
工場	受変電設備、施盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
パチンコ店ゲームセンター	パチンコ器、パチンコ器取付台（シマ工事）、ゲームマシン、両替機、玉貸機、屋外駐車場等
印刷業	各種印刷機、活字版鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、大型特殊自動車、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、コンクリートカッター等
ガソリン給油所	ガソリン計量器、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、自動販売機、構内装置、独立キャノピー等
自動車整備業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、溶接機、万力、充電器、コンデンサー、グラインダー、ドリル、検査工具、取付工具、切削工具、オイルクリーナー、コンプレッサー、事務機器等
食肉・鮮魚販売業	冷蔵庫（室）、陳列ケース、肉切断機、挽肉機、ポンプ等
金属製品組立加工業	旋盤、ボール機、定盤、フライス盤、プレス、シャーリング、溶接機、カッター、研磨機、グラインダー、モーター、検査工具、取付工具、切削工具、クレーンコンプレッサー等
ホテル・旅館業	自家発電装置、放送設備、接客用備品等
製造業	金属製品製造装置、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
農業	田植機、噴霧機、播種機、耕運機、ビニールハウス、ネット、選果機、精米機、農機具等
漁業	漁船、冷蔵庫等

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和7年1月1日現在償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

ア 償却資産を他に賃貸している方

イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

ウ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
(所有権移転リースの場合も同様の考え方により原則として借主の方)

エ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方

オ 償却資産を共有されている方(各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、
共有者全員の連名でご申告ください。※例「本部 太郎 外2名」)

カ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)等の方

※償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

2 申告書等の提出先

申告書等は、〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町字東5番地

本部町役場 住民課 資産税班 へ提出して下さい。

なお、複数の市町村に資産をお持ちの方は資産の所在する市町村ごとに申告書を作成して提出して下さい。

※申告書を郵送で提出される方で、控用について返送を希望される場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封くださるようお願いいたします。

(個人事業主の方は、個人番号等の個人情報保護のため簡易書留での返送も可能です。ご希望される方は、返信用封筒の表面に「簡易書留」と赤字で記載し、料金に注意していただき、切手を貼付してください。)

3 申告書の提出期限

令和7年1月31日(金)です。なお、期限間近になると窓口が混雑いたしますので、お早めにご提出くださいますようお願いいたします。

4 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

次に掲げる資産も申告が必要になります。

ア 償却済資産(耐用年数が経過した資産)

イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産

ウ 遊休又は未稼働の資産

エ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。)

オ 福利厚生のために供するもの

カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの

キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

5 申告の対象とならない資産

次のような資産は課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車
- (2) 生物（ただし、観賞等に使用する場合は申告の対象です。）
- (3) 無形減価償却資産（営業権・意匠権・ソフトウェア）、電話加入権
- (4) 繰延資産（開業費等）
- (5) 書画・骨董（ただし、複製・イミテーションのようなもので、装飾的な目的に使用されるものは申告の対象です。）
- (6) 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- (7) 耐用年数が1年未満のもの
- (8) 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産で、その所有者（貸主）が取得した際の取得金額が20万円未満のもの
- (9) 税務会計上、
 - ①取得価額（1個又は1組）が10万円未満のもの
ただし、法人の場合は税務会計上固定資産勘定に資産計上したものについては、申告の対象となります。
 - ②取得価額（1個又は1組）が20万円未満のもので3年間の一括償却したもの
ただし、租税特別措置法の規定により、中小企業者等の方が30万円未満の全額損金算入特例を適用したものについては、申告の対象となります。

申告対象一覧

経理区分 取得 価額基準	一時の損金・必要 経費としたもの	(3年間)一括償 却としたもの	固定資産勘定に資 産計上したもの (法人の場合)	中小企業者等の全 額損金算入特例を 適用したもの
10万円未満	×	×	○	—
10万円以上 20万円未満		×	○	○
20万円以上 30万円未満			○	○

○：申告対象となります

×：申告対象となりません

Ⅲ 申告の方法について

1 書類による申告書等の提出方法

「償却資産申告書」「種類別明細書」等の所定の書類を提出していただく方法です。

<申告方式>

ア 一般方式：前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は、本部町で行います。また、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

イ 電算処理方式：賦課期日（１月１日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

<提出書類>

	申告していただく方	申告対象となる資産		提出書類		
				償却資産 申告書	種類別明細書 増加資産・ 全資産用	減少資産用
一般方式	初めて申告される方	令和６年１月１日現在、本部町内に所有しているすべての償却資産		○	○	
	前年度申告された方	令和５年１月２日から令和６年１月１日までの間に	増加した資産	○	○	
			減少した資産	○		○
			資産の増減がない	○		
電算処理方式	初めて申告される方 前年度申告された方	令和６年１月１日現在、本部町内に所有しているすべての償却資産		○	○	

※「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は、本部町ホームページからダウンロードすることができます。

2 マイナンバー制度導入に伴う申告書提出時の必要書類

個人番号を記載した申告書を提出する場合、番号法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）第 16 条の規定により、提出時に本人の個人番号及び身元確認をさせていただく必要があります。申告の際に、下記の書類を添付してください。

※法人番号は、公表される番号ですので、番号法に基づく本人確認は必要ありません。

	提出者	番号確認書類	身元確認書類
書面申告	本人	【下記のいずれか 1 点】 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票等	【下記のいずれか 1 点】 個人番号カード、運転免許証等の官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類 【上記の提示ができない場合は、下記のいずれか 2 点】 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証、社員証等
		郵送の場合は、上記書類の写しを添付してください。	
	代理人	【下記のいずれか 1 点】 本人（委任者）の個人番号カード、本人（委任者）の通知カード、本人（委任者）の個人番号が記載された住民票等	【下記のすべて】 代理権を証明する書類（委任状、税務代理権限証書等）、代理人の本人確認が可能な書類（税理士の方は税理士証票）
		郵送の場合は、委任状や税務代理権限証書は原本、その他の書類は写しを添付してください。	
電子申告（eTAX）	本人	【下記のいずれか 1 点】 個人番号、通知カード、個人番号が記載された住民票等	【下記のいずれか 1 点】 公的個人認証による電子署名、eTAX で認められている電子証明書等
	代理人	【下記のいずれか 1 点】 本人（委任者）の個人番号カード、本人（委任者）の通知カード、本人（委任者）の個人番号が記載された住民票等	【下記のいずれか 1 点】 代理人の公的個人認証による電子署名、eTAX で認められている代理人の電子証明書等 ※代理権は本人の利用者 ID を用いた電子申告の送信で確認します。

3 電子申告による申告データ等の提出方法

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンターを通じて本部町へ配信されます。

※電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得されたうえで eLTAX のホームページから利用の届出を行い、地方公共団体の審査を事前に受けていただく必要があります。

eLTAX の利用にあたっては、eLTAX ホームページをご覧ください。

IV 償却資産の税額について

1 税額等の算出方法

申告していただいた資産一つひとつについて、評価額を求め、課税標準額とします。評価額は、資産の取得年月、取得価額、耐用年数をもとに、減価残存率表の減価率を用いて計算し、耐用年数を過ぎても取得価額の5%に相当する額に到達するまでの間、減価していきます。

	前年中に取得したもの	前年前に取得したもの
評価額	取得価額 × (1 - 減価率 / 2)	前年の評価額 × (1 - 減価率)

<減価残存率表>

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1 - 減価率 / 2	1 - 減価率			1 - 減価率 / 2	1 - 減価率
2	0.684	0.658	0.316	2 4	0.092	0.954	0.908
3	0.536	0.732	0.464	2 5	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	2 6	0.085	0.957	0.915
5	0.369	0.815	0.631	2 7	0.082	0.959	0.918
6	0.319	0.840	0.681	2 8	0.079	0.960	0.921
7	0.280	0.860	0.720	2 9	0.076	0.962	0.924
8	0.250	0.875	0.750	3 0	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	3 1	0.072	0.964	0.928
1 0	0.206	0.897	0.794	3 2	0.069	0.965	0.931
1 1	0.189	0.905	0.811	3 3	0.067	0.966	0.933
1 2	0.175	0.912	0.825	3 4	0.066	0.967	0.934
1 3	0.162	0.919	0.838	3 5	0.064	0.968	0.936
1 4	0.152	0.924	0.848	3 6	0.062	0.969	0.938
1 5	0.142	0.929	0.858	3 7	0.060	0.970	0.940
1 6	0.134	0.933	0.866	3 8	0.059	0.970	0.941
1 7	0.127	0.936	0.873	3 9	0.057	0.971	0.943
1 8	0.120	0.940	0.880	4 0	0.056	0.972	0.944
1 9	0.114	0.943	0.886	4 1	0.055	0.972	0.945
2 0	0.109	0.945	0.891	4 2	0.053	0.973	0.947
2 1	0.104	0.948	0.896	4 3	0.052	0.974	0.948
2 2	0.099	0.950	0.901	4 4	0.051	0.974	0.949
2 3	0.095	0.952	0.905	4 5	0.050	0.975	0.950

<税額の算出方法>

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額は、賦課期日（1月1日）現在の全資産の評価額の合計です。

※ 課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額に特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

課税標準額（千円未満切り捨て）×税率（100分の1.4）＝税額（100円未満切り捨て）

※課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

2 非課税となる資産

地方税法第348条、同法附則第14条の規定に該当する償却資産は、固定資産税が課税されません。非課税の適用がある資産を取得された場合は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当事項を記載し、添付書類と共に提出して下さい。

3 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。当該資産をお持ちの方は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に適用条項を記載し、添付書類と共に提出してください。

V その他

1 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。

2 実地調査等のお願い

申告書受理後、地方税法にもとづいて実地調査又は簡易調査（固定資産台帳を郵送していただく調査）を行うことがありますので、その節はご協力をお願いいたします。

また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。資産の申告もれ等が判明した場合は申告内容の修正等をお願いすることがありますので、ご理解の程お願いいたします。

3 過年度への遡及について

資産の申告もれ等による課税に際しては、その年度だけでなく資産を取得された翌年度まで（原則として地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年度分）遡及することとなります。なお、過年度の課税が発生した場合は一括で納付していただきます。

償却資産に関するお問い合わせ先

事務所名	担当係	所在地	電話番号
本部町役場	住民課 資産税班	沖縄県国頭郡本部町字東 5 番地	0980-47-2417